

「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」 実施事業者募集に係る要項

1 趣旨

全国的に運転士不足や利用者の減少等を背景に、路線バスの減便が相次いでおり、本市においても人口の推移は横ばいである一方、バス便数については、ピークであった平成 30 年から令和 5 年度にかけて、1 日あたり 2300 便減少しています。バスの減便は市民生活への影響だけでなく、地域の魅力や賑わいが減り、人口の流出や、地価の低下、税収減少による公共サービスの低下などにつながる可能性があることから、路線の効率化やデマンド交通などの取組と併せて公共交通の利用促進の取組を進めています。

本事業は、その一環として武蔵小杉駅にバス案内のためのデジタルサイネージを設置し、誰もが分かりやすく、利用しやすい情報提供を行うことで、バス利用を促進し、公共交通を支えるだけでなく、多くの方々が川崎市に来訪したくなる環境づくりを行うものです。

2 事業概要

本事業は、武蔵小杉駅において、事業者によりデジタルサイネージを設置し、バス案内、地域情報等を掲出し、管理運営するものです。また、実施に当たっては、併せて広告物を掲出し、その広告料等をサイネージの設置、管理運営費用等に充てることができます。

3 基本事項

(1) 事業名

武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供

(2) 事業エリア

武蔵小杉駅

(3) 事業期間

契約締結日から令和 17 年 8 月 31 日まで

※上記期間は、デジタルサイネージの設置から撤去の期間及び「5 実証」を行う期間を含みます。

※上記期間は、「5 実証」の結果、本格実施に移行した場合の期間です。

(4) 本市負担金

3,000,000 円（消費税等相当額を除く。）を上限にデジタルサイネージの設置に係る経費のうち、バス案内システム構築費及び非常電源導入等停電対策費を本市が負担します。

4 主な業務内容

事業者は、本要項及び別添「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」事業実施に係る条件に基づき事業の詳細について提案を行い、事業者決定後、本市と協議の上、以下の業務を実施するものとします。

(1) デジタルサイネージの設置

本要項等の条件を遵守した上で、デジタルサイネージを、本市の指定する配置図に示す位置に設置するものとします。設置等に当たっては倒壊等のおそれがないよう、安全面に十分配慮するものとします。

デジタルサイネージの設置に当たっては、企画提案等をもとに設置し、これに係る全ての費用については事業者の負担とします（本要項にて規定する本市負担金を除く。）。

(2) デジタルサイネージの運用

設置したデジタルサイネージにおいて、バス案内及び広告等を掲出し、情報発信を行うものとします。

また、設置物及びその周辺について、恒常的に美観を保つよう、定期的に清掃を実施するものとし、これに係る全ての費用については、事業者負担とします。なお、緊急時にはその都度対応するものとします。

(3) 設置物の撤去

事業の終了に際しては、事業者の負担により、全ての設置物を撤去し原状復旧することを原則としますが、撤去スケジュールや撤去内容などについては適宜本市と協議するものとします。

また、「5 実証」において、本格実施に至らなかった場合や、不測の事態により事業の継続ができないと認められる場合には、本市と協議の上、事業者の負担により、速やかに撤去し、原状復旧することとします。

5 実証

本事業の実施に当たっては、サイネージの運用開始後半年程度を実証期間とし、本市及び事業者が連携して実施するアンケート調査などを通じて、「周辺の景観形成」、「歩行者等の安全・安心」、「事業性」、「事業効果」等の観点から、設置物及び掲出物等が及ぼす影響や効果を検証し、その結果を踏まえ、実施方法の調整を行った上で、本格実施へ移行します。なお、本格実施の可否については、実証の結果のほか、学識者等の意見を参考に本市が決定します。

実証期間中に、本市との協議に基づき、次のとおり、結果をまとめたものを報告書として本市に提出してください。

(1) 提出内容

- ア 設置及び実証期間に係る経費
- イ 広告の掲出状況や販売価格等の収入実績
- ウ 収支報告等について
- エ その他市が必要と認めるもの

6 本市負担金

本市は本事業実施にあたり、事業者に対し以下のとおり負担金を支出します。

上限金額：3,000,000円（消費税等相当額を除く。）

対象経費：デジタルサイネージの設置に係る経費のうち、バス案内システム開発費及び非常電源導入等停電対策費

支出方法：事業者決定後、負担金協定を締結し、デジタルサイネージ設置完了後に事業者からの完了報告、本市による検査確認を経て、事業者からの請求に基づき支出します。デジタルサイネージの設置完了期限は令和7年3月31日です。ただし、設置完了期限については変更（令和7年8月31日限り）することがあります。期限の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

7 契約書等の締結

本市と選定候補者は契約内容等を協議の上、実証に関する契約及び負担金協定を締結するものとします。なお、選定候補者と実証に関する契約及び負担金協定の締結に至らなかった場合は、順次次点の応募者を選定候補者とします。また、事業が本格実施に至った際には、改めて契約を締結します。それぞれの契約等については以下を標準とします。

(1) 実証に関する契約

ア 契約期間：令和7年2月～令和8年3月31日

※実証を実施する期間はデジタルサイネージの設置完了後半年程度とし、契約期間の範囲内で本市が別途指定する。

イ 内容：本募集に対する提案に基づき、実証を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

(2) 負担金協定

ア 契約期間：令和7年2月～令和7年3月31日（※）

※契約期間については変更（令和7年8月31日限り）することがあります。

期間の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

イ 内容：デジタルサイネージの設置に伴う費用のうち、市の負担する範囲及びその支払い方法等について定める。

(3) 本格実施に関する契約

ア 契約期間：実証終了後～令和17年8月31日

イ 内容：実証の結果に基づき実施する本格的な事業実施を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

8 スケジュール

事項	時期	契約種別	
① 募集要項の公表	令和7年1月22日～	負担金協定	実証に関する契約
② 質問書受付	令和7年1月22日から 1月27日まで		
③ 質問書回答	令和7年1月30日		
④ 応募申込書類の提出締切	令和7年2月4日		
⑤ 企画提案書の提出締切	令和7年2月4日		
⑥ 資格審査結果通知	令和7年2月10日		
⑦ プレゼンテーションによる審査	令和7年2月13日		
⑧ 審査結果通知	令和7年2月21日		
⑨ 契約の締結	令和7年2月下旬以降		
⑩ デジタルサイネージ設置完了期限(※1)	令和7年3月31日		
⑪ 実証期間(※2)	設置完了後から半年程度	本格実施に関する契約	
⑫ 本格実施(※2)	実証終了後から 令和17年8月31日		

※1 設置完了期限については変更（令和7年8月31日限り）することがあります。期限の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

※2 実証の期間及び本格実施の始期については、事業状況に応じて協議の上決定する。

9 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとします。
- イ 事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできません。

(2) 参加資格

参加を希望する者で、次の条件のいずれかに該当する者は参加資格を有しない（応募者が事業者グループの場合、代表法人及び構成員についても同様）。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び川崎市契約規則第2条に該当する者
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- エ 法人の場合、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされている者

- オ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者
- キ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準に規定する規制業種・事業者
- ク 川崎市税並びに消費税又は地方消費税に滞納がある者

10 応募手続き

(1) 質問及び回答

本要項等の内容について疑義のある場合は、下記により質問書（様式3）を提出してください。

なお、回答については、質問者に直接回答するとともに、募集要項を配布しているホームページにて、質問内容及び回答を公開します。

ア 提出期間

令和7年1月22日（水）9時から令和7年1月27日（月）
17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局交通政策室 担当 中上・中西
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階
電話 044-200-2717
Email 50kousei@city.kawasaki.jp

ウ 提出方法

持参、郵送、又は電子メールにて受け付けます。

エ 回答

令和7年1月30日（木）から本市ホームページにて公開

(2) 参加申込書類の提出

本事業に応募する際は、参加申込書に必要事項を記載の上、次表(表-1)により必要書類を提出してください。

ア 提出期間

令和7年2月4日（火）17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局交通政策室 担当 中上・中西
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階
電話 044-200-2717

ウ 提出方法

持参、郵送にて受け付けます。

(表-1)応募申込時の提出書類

書類	様式
1 参加申込書	様式 1
2 暴力団排除に係る誓約書	様式 2
3 登記事項証明書(原本) (発行 3 か月以内のみ有効)	—
4 代表者印鑑証明書(原本) (発行 3 か月以内のみ有効)	—
5 納税証明書・国税 (写し可)	—
6 納税証明書・川崎市税 (写し可)	—
7 財務諸表(写し可)直前決算 2 期分	—

(5) 企画提案書の提出

ア 企画提案書作成時の注意事項

- (1) 企画提案書の提出は 1 応募法人 (1 応募グループ) 1 提案とします。
- (2) 企画提案書関係書類の提出後の変更は、原則認めません。
- (3) 必要に応じて、企画提案書記載項目以外に書類の提示を求める場合があります。

イ 企画提案書作成等に関する基本条件

企画提案書作成に当たっては、別添「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」事業実施に係る条件を参照の上、作成するものとします。なお実際の実施条件は、事業者決定後及び事業開始後に、事業者と協議の上、本市の判断により変更する場合があります。

ウ 企画提案書記載項目

企画提案書に記載する内容は次表 (表-2) のとおりとします。

(表-2) 企画提案書記載項目

区分	項目	様式	備考
1 実施計画	実施スケジュール (※)	様式 4-1	
2 類似実績の有無	類似実績の有無	様式 4-2	
3 デジタルサイネージの提案	① デジタルサイネージの設置計画	様式 4-3	
	② バス案内の計画	様式 4-4	
	③ 広告掲載の計画	様式 4-5	
	④ 維持管理の計画	様式 4-6	
	⑤ その他の条件に関する計画	様式 4-7	
	⑥ 収支計画	様式 4-8	
	⑦ 自由提案	様式 4-9	

※実施スケジュールは「1 2 その他 (3) デジタルサイネージの設置完了期限について」を参照の上、期間の変更を踏まえたスケジュールとすること。

エ 提出期間

令和 7 年 2 月 4 日 (火) 17 時まで (必着)

オ 提出先

川崎市まちづくり局交通政策室 担当 中上・中西

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階

電話 044-200-2717

Email 50kousei@city.kawasaki.jp

カ 提出方法

持参、郵送、又は電子メールにて受け付けます。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、審査後、令和7年2月10日（月）に、全ての応募者に電子メールにて担当者のメールアドレス宛て、通知します。

1.1 審査の方法

(1) 選定委員会

企画提案書の審査は、選定委員会にて行います。選定委員会では、応募者から提出された提案書について、「(表-2) 企画提案書記載項目」について審査を行い、選定候補者1者を決定します。

(2) 審査方法

企画提案書の事前審査を行った上で、プレゼンテーションによる審査及び質疑応答等のヒアリング実施を予定しています。なお、プレゼンテーション時の追加資料の配布は原則、認めないこととします。

・プレゼンテーションによるヒアリング実施日

令和7年2月13日（木）

(※詳細については、別途応募事業者に通知します。)

(3) 選定候補者の決定

ア プレゼンテーションによるヒアリング実施後、選定委員による審査を行い、得点の合計が最も高い提案をした1者を選定候補者として決定します。

イ 得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、決定します。

(4) 審査結果

ア 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、全ての応募者に書面により通知します。

イ 審査結果の公表

審査結果通知後、応募者全ての商号又は名称、選定候補者について、本市ホームページにて公表します。

1.2 その他

(1) 事業実施に向けた諸手続き等

ア 事業に必要な手続きについては、原則事業者が行うものとしますが、申請内容に応じて本市と協議することとします。

イ 事業実施に必要な調査・測量・調整については、事業者が実施するものとし、これにかかわる経費については、事業者の負担とします。

ウ 事業実施に必要な電力の引込工事については以下のとおりとします

(ア)北口

本市及び株式会社東日本旅客鉄道（以下「JR 東日本」という。）と協議の上、原則、施設内の既存の電源を使用することとしますが、電気容量等によりやむを得ない場合は、電源の増設等について、本市及び JR 東日本と協議をすることとし、これにかかわる経費については、事業者の負担とします。

(イ)東口

新規に電力の引込みを行うものとし、工事に伴う手続き等については、原則、事業者が実施するものとし、これにかかわる経費については、事業者の負担とします。本市が東京電力パワーグリッド株式会社と事前協議を行っているため、本市からその内容を引き継ぐものとし、

エ 事業実施に必要な通信線の引込工事については以下のとおりとします

(ア)北口

本市及び JR 東日本と協議の上、駅構内の JR 東日本の指定する個所より、通信線の引込みを行うものとし、引込に伴う配管工事については、JR 東日本が実施しますが、これに伴う手続き等は本市と協議の上、原則、事業者により実施するものとし、これにかかわる経費については、事業者の負担とします。

(イ)東口

新規に通信線の引込みを行うものとし、工事に伴う手続き等については、原則、事業者が実施するものとし、これにかかわる経費については、事業者の負担とします。本市が N T T インフラネット株式会社と事前協議を行っているため、本市からその内容を引き継ぐものとし、

(2) 効果検証

実証の実施に伴う効果や周辺への影響等について、「周辺の景観形成」、「歩行者等の安全・安心」、「事業性」、「事業効果」等の観点から、本市と事業者は連携して、アンケート調査、関係者への意見聴取などに基づいて、検証するものとし、

(3) デジタルサイネージの設置完了期限について

デジタルサイネージの設置完了期限については変更（令和7年8月31日限り）することがあります。期限の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(4) その他

ア 疑義等が生じた場合

この事業を遂行するにあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と応募事業者において、協議することとします。

イ 本公募は、1 者のみの応募でも成立するものとし、

1.3 別添資料

(1) 「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」事業実施に係る条件

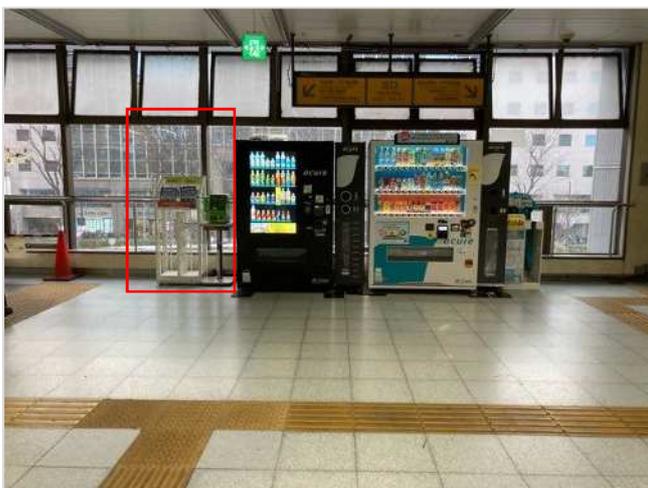
「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」 事業実施に係る条件

1 設置位置

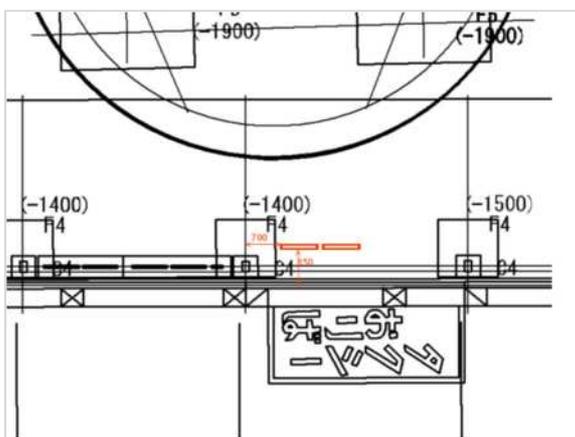
- ・原則、下図のと通りの位置としますが、詳細位置については、提案可能とします。
- ・北口については、既存の設置物の大幅な移動はできないものとします。
- ・提案内容に基づき施設管理者と協議し、最終的な設置位置を決定します。



・北口



・東口



2 設置物

○北口

- ・設置可能基数：1基
- ・画面サイズ 55 インチを標準
- ・1400 mm×950 mmの範囲に収まる
- ・床面への固定は不可

○東口

- ・設置可能基数：2基
- ・画面サイズ 55 インチを標準
- ・各基が 1200 mm×1200 mmの範囲に収まる
- ・筐体サイズ、配置間隔等は可能な限り既存案内板に準拠する
- ・可能な限り車道側に寄せるなど、周辺の交通環境に配慮する
- ・車道側への画面設置は不可

3 表示内容

○北口

必ず表示する内容

- ・バス案内
- ・イベント情報等
- ・問い合わせ先

表示できない内容

- ・民間広告

○東口

必ず表示する内容

- ・バス案内
- ・イベント情報等
- ・公共広告
- ・緊急情報

4 デジタルサイネージの条件

- ・表示時間は午前 4 時～翌午前 1 時とし、それ以外の時間は表示をオフにする。
- ・画面の輝度は、周辺の明るさに応じて自動で調整するものとし、昼間は 3000cd/m²とし、夜間は 1000cd/m²を上限とする。
- ・音声の出力は不可とする。

5 バス案内の条件

- ・当該バスのりばに発着するすべての便の案内を行う。
- ・川崎市バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バスについては、原則、リアルタイム情報を発信する。実際の表示内容については、市と協議の上、決定する。

- ・複数言語での案内を行う。
- ・等々力緑地等のイベント会場へのバス便を強調表示するなど、イベント案内と連携した表示を行う。
- ・当該バスのりば以外にもバスのりばがあることを案内する。

6 民間広告の条件

- ・川崎市広告掲載要綱・基準に従い表示する。
- ・アニメーション等の映像手法に関するガイドラインに従い表示する。
- ・広告の掲出前には、自主審査を行う。自主審査は、学識者の意見徴収を含む形で実施すること。
- ・民間広告の掲出状況は1か月ごとに市への報告を行う。市は、報告の内容を確認し、適宜必要な指導や、掲出中止の指示を行う場合がある。
- ・バス案内と近接しての表示となる性質上、誤解を防ぐため、交通に係る広告物については掲載の可否を特に慎重に判断する。

7 その他の条件

- ・各デジタルサイネージには、問い合わせ先を明示すること。
- ・イベント案内等については、武蔵小杉駅を発着するバス路線沿線で開催されるイベント、スポーツの試合等に関する情報を発信するものとし、データの入手先については、原則本市が調整を行うが、提案も可能とする。
- ・公共広告は、本市の求めに応じて放映するものとし、広告枠全体の最低10%を公共広告を表示するための枠として本市に提供する。
- ・緊急情報については、災害発生時等に災害に関する情報を提供する。災害発生時には災害情報の提供のため、イベント案内や公共広告を一時的に非表示とすることができる。また、バス案内については、停電時を除き非表示としない。ただし、災害情報の提供は停電時にも非常電源等により停電後1時間程度、実施できるようにする。
- ・1か月に1回以上、デジタルサイネージ及び周辺の状態を確認し、清掃等を実施し美観を維持すること。ただし、サイネージの故障や著しい汚損等については、この清掃頻度によらず、即時対応を行うこと。
- ・利用状況や周辺地区の状況に応じて、表示内容等について、より効果的な情報発信に向け定期的に検討し、適宜更新を行うこと。

【様式1】

令和 年 月 日

川崎市長 福田 紀彦 様

所在地
商号・名称
代表者氏名
(電話番号)

印

参加申込書

「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」実施事業者募集に係る企画提案に参加いたしたく、関係書類を添えて参加申込書を提出します。

なお、募集要項に定められた資格要件を満たしていること及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

項目		
事業者グループ名※1		
事業者グループ構成員※2		
担当者	郵便番号・所在地	
	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※1 事業者グループで参加する場合、事業者グループ名又は代表法人名を記載してください。

※2 事業者グループで参加する場合、当該事業者グループを構成する企業名をすべて記載してください。また、代表法人名の左側に「◎」印を付けてください。

【様式2】

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

令和 年 月 日

川崎市長 あて

法人名

所在地

代表者氏名

㊦

「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」実施事業者募集に係る企画提案への申込にあたり、川崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号、第5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約します。

また、次の者については、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

役員等氏名一覧表

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		

法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。

川崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（4）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつてその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（中略）

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある

【様式3】

令和 年 月 日

川崎市長 福田 紀彦 様

所在地
商号・名称
代表者氏名
(電話番号)

募集要項等に関する質問書

「武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供」実施事業者募集に関する質問について、下記のとおり提出します。

資料名・ページ・項目等	質問

(連絡先)

担当者：

部署： 部 課

電話：

FAX：

E-Mail：

〔様式4〕

● 提案書の表紙

武蔵小杉駅における ICT を活用したバス運行情報の提供
に関する事業提案書

提 案 書

例) ○○○○株式会社

※デザインは自由とする。

〔様式 4-1〕

1 実施計画

実施スケジュール

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-2〕

2 類似実績の有無

類似実績の有無

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-3〕

3 デジタルサイネージの提案

① デジタルサイネージの設置計画

※デジタルサイネージの全体のデザイン・大きさの仕様・寸法等、どのようなものが設置されるのか全体像を把握できる図面・イラスト等を記載すること。

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-4〕

3 デジタルサイネージの提案

② バス案内の計画

※バス案内の画面イメージ等、案内の方法を示すこと。また、イベント情報の提供方法やイベントアクセスの案内方法についての提案についても記載すること。

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-5〕

3 デジタルサイネージの提案

③ 広告掲載の計画

※広告の掲載する場合は、広告の内容に関する考え方や掲出を予定されている広告やその販売方法等（スキーム）を記載すること。（具体的にイメージできる図案等あれば、御提示ください）。

また公共広告及び災害情報の掲載方法等についても記載すること。

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-6〕

3 デジタルサイネージの提案

④ 維持管理

※維持管理する体制や頻度など清掃等の維持管理に関する事項を具体的に記載すること。

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-7〕

3 デジタルサイネージの提案

④ その他の条件に関する計画

※公共広告、災害情報の提供、表示内容の更新などその他の条件に関する計画について具体的に記載すること。

※デザインは自由とする。

〔様式 4-8〕 (例) 3 デジタルサイネージの提案 ⑤収支計画

※事業期間中の収入、支出の内訳を表等で示すこと。

支出	単価 (千円)	数 量	単 位	金額 (千円)	備考
総事業費					
イニシャル					
ランニング					事業期間合計

収入	単価 (千円)	数 量	単 位	金額 (千円)	備考
合計収入					

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。

〔様式 4-9〕

3 デジタルサイネージの提案

⑥ 自由提案

※デジタルサイネージの機能等において、事業全体の考え方から逸脱せず、利用者に対して利便性向上や周辺環境美化等に資する提案等があれば記載してください。

※デザインは自由とする。

※ページ数に制限はありません。